

しまね信用金庫 電子契約サービス利用規定

第一章 総則

1. 本規定の範囲

電子契約サービス利用規定（以下「本規定」といいます）は、しまね信用金庫（以下「当金庫」といいます）が提供する「電子契約サービス」（以下「本サービス」といいます）の利用に関して定めたものです。

本サービスの利用者および電子契約責任者は、本規定の内容を理解した上で、本サービスを利用することを申し込むものとし、当金庫がこれを承認して、利用者および電子契約責任者（以下「利用者等」といいます）に対して本サービスを提供するに際し、本規定が適用されるものとします。

2. 定義

本規定において、以下の用語は、次の意味で使用します。

(1) 電子契約

書面への記名、押印に替えて本サービスの電子署名により契約を締結することをいいます。

(2) 利用者

当金庫が、本サービスを利用することを承認した債務者または連帯保証人をいいます。

(3) 電子契約責任者

① 利用者が法人の場合は、当金庫の所定の手続きにより、利用者が利用者を代表して電子契約を行うものとして指定した利用者の融資契約締結権限のある役員または従業員で、当金庫が承認した個人となります。但し、特段の理由が無い限り、原則として法人代表者とします。

② 利用者が個人または個人事業主の場合は、利用者本人となります。

3. 本サービスの提供機能

本サービスは、セコムトラストシステムズ株式会社の「セコムあんしんエコ文書サービス」を用いて提供されます。

本サービスは署名用電子証明書の発行、失効手続きを行う機能、電子署名とタイムスタンプを付与する機能、電子署名済み文書を保管、参照する機能などから構成されます。電子契約書などの保管データ、および電子契約に利用する署名用電子証明書および秘密鍵は、セコムのデータセンターで安全に保管されます。利用者等と本サービスおよび当金庫と本サービスとの間の通信は、すべて暗号化された安全なものとなります。なお、署名用電子証明書の秘密鍵は、二要素認証により利用可能となり、利用者等のみが所有するログインに必要な要素（利用者等に通知されるワンタイムパスワード）および署名用電子証明書の秘密鍵に紐付いた暗証コードがな

いと利用できないよう厳格に管理されています。

本サービスで使用する署名用電子証明書は、セコムが運営する発行局より発行されます。

第二章 電子契約の締結

4. 本サービスを利用した電子契約の締結

- (1) 利用者等は本サービスを利用し、契約書電子ファイルに記載された契約条件に同意したうえで、同ファイルに対し電子署名を行うことにより、電子契約を成立させます。
- (2) 利用者等は、本規定を承認のうえ、本規定に従い、本サービスを利用して電子契約を行うものとします。
- (3) 利用者等の秘密鍵を使って規定どおりに電子署名が行われた場合には、当金庫は、利用者等の意思により電子契約が行われたものとみなします。
- (4) 利用者等は、電子契約による契約は、従来の紙の契約書による契約と同等の法的効果を持つことを承諾します。
- (5) 本サービスが終了し、または署名用電子証明書が失効した場合でも、署名用電子証明書が有効である間に本サービスを利用して締結された電子署名による契約は影響を受けることはありません。

第三章 利用者等の義務および責任

5. 利用者等の義務

- (1) 利用者等は、本サービスを利用するに際して、以下の義務を負います。
 - ① 本サービスを利用する場合は、「電子契約サービス利用申込書 兼 同意書 兼 電子署名代理人届」に必要事項を記載のうえ、当金庫に届け出るものとします。
 - ② 利用者等は、当金庫に対して、真正な情報提供を行います。当金庫に届け出た情報に誤りが判明した場合には、直ちに変更後の情報を当金庫に届け出るものとします。
 - ③ 利用者等は、ID、パスワード、暗証コード、ワンタイムパスワードや署名用電子証明書その他の関係データを、適正、厳格に管理し、権限のない他人に利用されないようにしてください。
 - ④ 利用者等は、「電子契約サービス利用申込書 兼 同意書 兼 電子署名代理人届」に記載した内容に変更があった場合には、直ちに当金庫に対して、改めて同書面によって届け出てください。
 - ⑤ 利用者等のID、パスワード、暗証コードが第三者に漏えいし、もしくは漏えいした可能性がある場合、署名用電子証明書の失効手続をする必要があるので、速やかに当金庫までその旨届け出てください。利用者等からの届出を受けて、当金庫において、当該署名用電子証明書の失効手続を行います。

- ⑥ 利用者等は、本サービスにおける電子契約手続などが確実に遂行されるよう環境整備を行い、端末のメンテナンスなどを行うものとします。
- (2) 前項各号の義務を遵守しなかったことにより発生した一切の不利益については利用者等がその責任を負うことを承諾し、当金庫は責任を負いません。

6. 利用環境の整備

(1) 本サービスの使用端末

本サービスに使用する端末は、利用者等の負担および責任において準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。本サービスの利用においては、以下記載の動作環境を準備する必要があります。

【パソコン】

項目	対象
OS	Microsoft Windows 10、11
ブラウザ	Microsoft Edge 最新版 Google Chrome 最新版

【スマートフォン】

項目	対象
OS	iOS 最新バージョンを含む2世代 Android 最新バージョンを含む2世代
ブラウザ	Safari Google Chrome

(2) インターネット等の環境

本サービスを利用する場合、端末がインターネット等の通信経路に接続されている必要があります。利用者等は、利用者等の負担および責任においてインターネット等が利用できる環境を整えるものとします。ただし、当金庫所定の環境やインターネット等の環境が備わっていても、利用者等固有の設定がなされている等の事情により、端末が正常に動作しないことがあります。

(3) 利用可能な取引の範囲

本サービスは事業性資金取引、住宅ローン取引、消費資金取引のうち、当金庫が指定する取引で利用できるものとします。なお、本サービスは日本国内のみで利用するものとします。

(4) 本サービスの取扱日・利用時間

本サービスの取扱日・利用時間は、当金庫所定の取扱日・時間内とします。ただし、当金庫はこの取扱日・利用時間を事前に通知することなく変更する場合があります。

(5) 天災、事変その他の非常事態の発生により、通信の一部または全部が接続できなくなり、本サービスが提供できなくなる場合があることを、利用者等は予め了承するものとします。

- (6) 利用者等が端末にダウンロードした電子署名済みのファイルは、当該ファイルに付されたタイムスタンプの有効期間内でのみ、当該ファイルの存在および内容の真正性が担保されます。
- (7) 本サービスのタイムスタンプに利用する暗号技術は、電子政府推奨暗号リストを採用しており、タイムスタンプの有効期間も電子政府推奨暗号リストを参考に設定しています。ただし、暗号技術の脆弱化によってタイムスタンプの有効期間が予め設定した期間よりも短くなる可能性があることを、利用者等は予め了承するものとします。
- (8) 上記(1)から(7)の事情が生じたことにより、利用者等に損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

7. システム制限

- (1) 当金庫は、本サービスの提供に際し、適切な安全管理措置を講じるものとします。
- (2) 端末およびインターネットが正常に稼働する環境については、利用者等の負担および責任において確保してください。当金庫は、利用者等の端末が正常に稼働することについて保証するものではありません。
- (3) 本サービスと利用者等との間の通信は、利用者等のシステム環境およびインターネットの通信状況等により大幅に時間を要する可能性があることを、利用者等は予め了承するものとします。
- (4) 利用者等から送信されるデータの処理にあたり、本サービスの提供に著しい影響を及ぼす可能性がある場合、一時的に処理を停止または処理速度を落として処理することがあることを、利用者等は予め了承するものとします。

第四章 本サービスの利用申込み

8. 利用申込み

- (1) 本サービスを利用しようとする利用者等は、融資契約の都度、「電子契約サービス利用申込書 兼 同意書 兼 電子署名代理人届」に必要事項を記載し、実印を押印のうえ印鑑登録証明書ならびに本人確認書類(写し)等、所定の必要書類とともに、当金庫に提出してください。なお、融資契約の内容によっては本サービスを利用できない場合があり、その場合は紙の契約で行うこととなります。また、本サービスの利用申込みをいただいた後でも、ご希望されれば紙の契約を行うことも可能です。
- (2) 「電子契約サービス利用申込書 兼 同意書 兼 電子署名代理人届」には、本サービスの利用に必要な事項を正確に記載してください。虚偽、誤記載などがある場合には、本サービスを利用できないことがあります。

- (3) 利用者が個人事業主または個人の場合は、電子契約責任者となる利用者本人の本人確認資料とともに届出を行ってください。
- (4) 利用者が法人の場合は、電子契約責任者として指定された役員または従業員の本人確認資料とともに届出を行ってください。なお、電子契約責任者は、原則として法人代表者とします。

電子契約責任者が行った電子署名は、利用者の真正な意思表示として取扱い、異議を認めませんので、必ず利用者を代表して融資契約締結行為を行う正当な権限を有する方を電子署名代理人として指定してください。
- (5) 利用申込みに際して、不足資料がある場合には、当金庫から別途提出をお願いすることがあります。書類の提出がない場合には、本サービスは利用できません。
- (6) 当金庫は、利用者等が本サービスを利用して電子契約を締結することが可能であると判断した場合、お客さまの情報を本サービスに登録します。

9. 署名用電子証明書の発行および取得

- (1) 当金庫は、利用申込時に本人確認を行ったうえで、利用者等に代わり「セコム あんしんエコ文書サービス」に利用者等のユーザー登録をします。
- (2) 利用者等は、当金庫より交付されたID・仮パスワードにより本サービスにアクセスし、電子契約の締結に必要な署名用電子証明書の発行を申請してください。
- (3) 発行局は、申請に対し、利用者等用の署名用電子証明書および秘密鍵を生成し、発行します。
- (4) 署名用電子証明書および秘密鍵は本サービスの電子証明書格納領域に保管されます。
- (5) 利用者等は、署名用電子証明書の発行を受けた場合、直ちに、当金庫所定のルールに従い、自ら選定した内容の暗証コードを設定してください。暗証コードの設定をもって署名用電子証明書および秘密鍵の受領確認がされたものとみなします。

10. 署名用電子証明書および暗証コードの使用、保管管理

利用者等は、本サービスにおけるID、パスワード、利用者専用ログインURLおよび利用者等が変更設定した暗証コードを、利用者等の責任において、他人（利用者が法人の場合、電子契約責任者以外の利用者の役員または従業員を含みます。）に利用されないよう安全、厳格に管理するものとします。

11. 本人確認手続

利用者等が電子契約を締結しようとする場合には、本サービスは、以下の手順に従って本人確認を行います。

- (1) システム上において、利用者等専用のログインURLを確認します。
- (2) システム上において、利用者等が本サービスのログイン画面に入力するID、

パスワードを、本サービス登録のID、パスワードと照合し、一致することを確認します。

- (3) 利用者等が申請したメールアドレス宛にワンタイムパスワードが通知されます。利用者等は通知されたワンタイムパスワードを画面入力します。システムは、通知されたワンタイムパスワードと入力されたワンタイムパスワードが一致することを確認します。
- (4) システム上において、利用者等が本サービスに入力する署名用電子証明書の暗証コードを、登録された署名用電子証明書の暗証コードと照合して一致することを確認します。

12. 電子契約の実施

- (1) 利用者等から取引申込みを受けた当金庫は、その内容を審査したうえで承諾する場合、電子契約による契約書を作成し、本サービスに登録し電子署名を行います。
- (2) 契約書が本サービスに登録されたときは、本サービスから、電子メールにて、利用者等にその旨が通知されます。
- (3) 利用者等は、本サービスにログインし、契約書の内容を確認のうえ、電子署名をしてください。
- (4) 当金庫は、利用者等による電子署名が有効になされたことを確認します。
- (5) ご利用には、融資契約の都度、当金庫所定の「電子契約サービス取扱手数料」が必要となります。

13. 電子契約の保管、確認等

- (1) 電子契約による契約書は、本サービス内に安全に格納、保管されます。電子署名の有効性を長期にわたり確認できるようにするために、利用者等が付した電子署名に加え、タイムスタンプが付され保管されます。本サービスでは、保管された署名済みの契約書ファイルに自動で新しいタイムスタンプを追加し、有効性の延長を行います。
- (2) 電子契約の契約書の原本は、本サービスに保管された電子署名、タイムスタンプの付されたデータとします。原本データは、契約の締結後は関連法令（電子帳簿保存法等）に基づき保管されるものとします。
- (3) 利用者等は、一定期間、成立した契約書を閲覧し、契約書の複製をダウンロードすることができます。当該ダウンロードされた契約書は副本になり、原本は、本サービスに保存されているオリジナルデータとします。

14. 署名用電子証明書失効手続および証明書の再発行

- (1) 利用者等のID、パスワードもしくは暗証コードが第三者に漏えいし、または漏えいした可能性が発生した場合、利用者等は、速やかに当金庫までその旨を届

- け出てください。利用者等からの届出を受けて、当金庫において、当該利用者等の署名用電子証明書の失効手続を行います。
- (2) 前項の届出は、「電子契約サービス 諸届」を当金庫の窓口に提出する方法によることを原則としますが、緊急時にはお電話で届出いただき、その後に「電子契約サービス 諸届」を提出いただくことも可能とします。
- (3) 「電子契約サービス利用申込書 兼 同意書 兼 電子署名代理人届」で届出いただいた利用者等のお名前（氏名、法人名、代表者名）、電子署名代理人、電子メールアドレス、実印に変更がある場合には、改めて「電子契約サービス利用申込書 兼 同意書 兼 電子署名代理人届」を提出してください。当金庫が登録情報の変更をした後、当該利用者等は、本サービスにアクセスし、署名用電子証明書の再発行手続を行ってください。
- (4) 利用者等が本サービスを利用しなくなった場合には、「電子契約サービス 諸届」により電子契約サービスの解約をお申し出ください。当金庫において、当該利用者等のユーザー I D を削除する手続を行います。

第五章 本サービスの変更等

15. 本サービスの休止および廃止

- (1) 当金庫は、60 日前までに通知することにより、本サービスを休止し、または廃止することができることとします。通知の効力は、通知が到達したときから生じるものとします。なお、当金庫が、利用者等が当金庫に届け出た連絡先に宛てて通知を発送または発信した場合には、これらが延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (2) 前項により本サービスの利用を休止または廃止した場合でも、利用者等は、当金庫に対して一切の異議を述べず、かつ、本サービスの休止または廃止により、利用者等に損害が生じた場合でも、当金庫は責任を負いません。

第六章 反社会的勢力の排除等

16. 反社会的勢力の排除等

- (1) 利用者等が次の各号の一つでも該当し、利用者等と当金庫との取引を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合には、当金庫は利用者等に通知することにより、本サービスの利用を制限し、または本サービスの利用を拒否することができるものとします。通知の効力は、通知が到達したときから生じるものとします。なお、当金庫が、利用者等が当金庫に届け出た連絡先に宛てて通知を発送・発信した場合には、これらが延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- ① 利用者等が電子契約の利用申込時に記載内容に関して虚偽の申告をしたこ

とが判明した場合

② 利用者等が、つぎのいずれかに該当したことが判明した場合

- ・暴力団
- ・暴力団員
- ・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ・暴力団準構成員
- ・暴力団関係企業
- ・総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ・その他これらに準ずる者

③ 利用者等が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- ・暴力的な要求行為
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ・風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- ・その他これらに準ずる行為

(2) 前項により本サービスの利用を制限しまたは利用を拒否する場合、取引が完了していない取引の依頼については、当金庫はその処理をする義務を負いません。また、本サービスの利用を制限しまたは利用を拒否したことにより、利用者等に損害が生じた場合でも、当金庫は責任を負いません。

第七章 その他

17. 免責事項等

(1) 次の各号の事由により本サービスおよび本サービスを経由する他商品サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- ・災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき
- ・当金庫または当金庫利用の共有システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ・当金庫が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当金庫の責によらない事由によりパスワードその他の本人確認手段や取引情報などが流出したとき
- ・当金庫が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、インターネットおよびコンピュータ等の障害等、当金庫の責によらない事由が発生したとき

- ・利用者等の通信機器・回線・コンピュータ、端末等に障害が発生したとき
 - ・利用者等が、当金庫所定の操作方法以外の操作を行ったことにより障害が生じたとき
 - ・当金庫の責によらない事由により本サービスが利用できないとき
 - ・利用者等の申請内容に誤りがあったときや、利用者等が申請内容の速やかな変更・解約を怠ったとき
- (2) 利用者等が提出した書面等に使用された印影を当金庫が届出の印鑑証明書と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、それによって利用者等に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (3) 届出された利用者等に所定の権限がないなどの場合でも、当金庫が届出を正確に処理したものである以上、当該利用者等が行った行為の効果は、すべて利用者等に帰属するものとします。万が一、それによって利用者等に損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

18. 個人情報

- (1) 当金庫は、利用者等が本サービスにおいて届出または入力した個人情報（お名前・連絡先電話番号・メールアドレス等、特定の個人を識別することができる情報）を以下の目的のために利用できるものとします。
- ・本サービスの申込受付および継続的な取引における管理のため
 - ・法令等に基づくお客さまの確認、本サービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ・利用者等との契約や法律に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ・その他、利用者等とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (2) 利用者等は、他人の個人情報を当金庫に提供する場合、事前に本人の同意を得るものとします。

19. 準拠法・合意管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟については、信用金庫の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

20. 規定等の適用

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示またはホームページ掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

2026年2月20日制定

【用語】

① 電子署名

電子ファイルに暗号技術を用いた電子的な処理を行うことをいい、紙の契約書における記名・押印と同等の意味を持つものです。電子署名を用いることにより、確かにその本人が行ったことと、データが改ざんされていないことを証明します。

② タイムスタンプ

電子ファイルに付与する電子的な時刻情報をいいます。

タイムスタンプが付与された時点で電子ファイルが確実に存在したこと、付与した時点以降、改ざんされていないことを証明する情報となります。

③ 署名用電子証明書

署名用電子証明書は、電子署名を行った際に電子契約書ファイルに添付されます。紙の契約書の場合において添付する印鑑登録証明書に代わるもので、電子署名済みの電子契約書ファイルに添付されており、電子署名の有効性を確認する時に使います。

電子証明書は、公開鍵暗号方式にて、お客さまの公開鍵が本人に帰属していることを証明するために認証局から発行される電子的な証明書で「公開鍵証明書」ともいいます。本サービスではお客さまに対して署名用電子証明書を発行します。

④ 秘密鍵

電子証明書に格納された公開鍵と一意に紐づく暗号鍵をいいます。秘密鍵は電子証明書の名義人のみが利用するもので、他人が利用できないよう厳格に管理する必要があります。

秘密鍵は、電子署名に用います。電子証明書および秘密鍵は、証明書ファイルとして本サービスに保存されます。

⑤ 認証局

電子証明書の発行と失効等を行う機関をいい、電子証明書発行のための審査・登録を行う登録局、電子証明書を発行する発行局、リポジトリ（※）などから構成されます。本サービスにおける認証局はセコムが運営・提供しています。同時に、当金庫は、認証局であるセコムから委託を受けて登録局として電子証明書発行のための審査・登録業務を担当し、セコムが発行局として電子証明書の発行を行います。

（※）リポジトリ

認証局の構成要素の1つで、認証局の情報を公開するデータベースです。WEB上に認証局の運用規定や証明書の失効情報を公開しています。

⑥ 暗証コード

電子証明書と一対になった秘密鍵を利用するためのパスワードをいいます。契約締結の電子署名を行う際に、本サービスに保存されている秘密鍵を利用するために入力し、電子証明書の暗証コードと一致した場合のみ電子署名が可能となります。

本サービスでは、署名用暗証コードと表示されます。

⑦ 電子政府推奨暗号リスト

総務省および経済産業省にて策定された推奨される暗号方式のリストをいいます。